

インターネット投票の導入のための法律案について（案）

1 背景

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大のような事態において投票所に足を運ばなくても投票ができるようにし、また、平時においても選挙人の利便の向上及び投票率の上昇等を図るため、公職の選挙にインターネット投票を導入する必要がある。

2 概要

(1) インターネット投票に関する検討

政府は、インターネット投票を導入するとした場合に次に掲げる条件を満たすために講じられるべき技術上及び制度上の措置について、1年以内に検討を加え、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこと。

- ①投票の秘密の確保
- ②一人一票の確保
- ③個々の投票結果の正確かつ確実な記録
- ④本人確認及びこれに係る個人情報の保護
- ⑤投票立会人なしでの自由意思による投票のための環境確保
- ⑥不正アクセス行為からの防御等の安全確保
- ⑦事故発生時における投票記録の保護及び情報システムの保全
- ⑧その他選挙の公正かつ適正な執行を害しないこと

(2) (1)を受けた制度の導入

(1)の検討の結果の公表後、速やかにインターネット投票導入のための所要の措置が講ぜられるものとする。